

高島地域の取組方針 新旧対照表

旧	新
<p>1 はじめに</p> <p>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。</p> <p>このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。</p> <p>また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。</p> <p>滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 25 年 8 月には、高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。</p> <p>本協議会は、上記の取組について水防法等に基づく協議会として、高島地域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起こりうること、また、浸水が長期に及ぶ地域があることを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的として位置づけ、取組方針をとりまとめた。</p> <p>なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたこと <u>から、</u> (新設)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。</p>	<p>1 はじめに</p> <p>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。</p> <p>このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。</p> <p>また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。</p> <p>滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 25 年 8 月には、高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。</p> <p>本協議会は、上記の取組について水防法等に基づく協議会として、高島地域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起こりうること、また、浸水が長期に及ぶ地域があることを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的として位置づけ、取組方針をとりまとめた。</p> <p>なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたこと <u>に伴い、また、令和 3 年 3 月には「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が終了し、同年 4 月より新たに「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が実施されたことに伴い、</u> 取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。</p>

順次実施		・概ね5年の間に着手する取組	順次実施		・概ね5年の間に着手する取組
1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 ①情報伝達、避難計画等に関する事項 省略 ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 省略 ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組			1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 ①情報伝達、避難計画等に関する事項 省略 ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 省略 ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組		
主な取組項目	目標時期	取組機関	主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水予測や水位情報の提供の強化 水害 ・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（CCTVカメラ）を設置し情報を提供する ・水防団等の水防活動を支援するためCCTVカメラによる情報を提供する ・氾濫する恐れのある地域等における洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する簡易水位計・量水標の設置、観測・情報共有する	引き続き実施 引き続き実施 順次実施	滋賀県 高島市 高島市 滋賀県	■洪水予測や水位情報の提供の強化 水害 ・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（CCTVカメラ）を設置し情報を提供する ・水防団等の水防活動を支援するためCCTVカメラによる情報を提供する ・氾濫する恐れのある地域等における洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する簡易水位計・量水標の設置、観測・情報共有する	引き続き実施 引き続き実施 順次実施	滋賀県 高島市 高島市 滋賀県
■避難路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する <u>・（新設）</u>	R3.3まで （概成） <u>（新設）</u>	滋賀県 <u>（新設）</u>	■避難路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する <u>・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する</u>	R3.3まで （概成） <u>引き続き実施</u>	滋賀県 <u>滋賀県</u>
2) 被害軽減の取組 省略			2) 被害軽減の取組 省略		

3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 省略
 4) 防災施設の整備等

4) 防災施設の整備等

主な取組項目	目標時期	取組機関
<p>■堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） 水 害 ・「滋賀県河川整備5ヶ年計画（平成31年3月）高島土木事務所管内（別紙1）」により河川改修を実施する</p> <p>・高島土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する</p> <p>・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、再度氾濫防止対策を実施する <u>・（新設）</u></p> <p>土砂災害 ・砂防事業実施箇所位置図（別紙2）により土砂災害防止施設の整備を実施する</p>	<p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p> <p>R3.3まで （概成） <u>（新設）</u></p> <p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県 <u>（新設）</u></p> <p>滋賀県</p>
<p>■決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫 水 害 ・「滋賀県河川整備5ヶ年計画（平成31年3月）高島土木事務所管内（別紙1）」により堤防強化を実施</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p>

3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 省略
 4) 防災施設の整備等

4) 防災施設の整備等

主な取組項目	目標時期	取組機関
<p>■堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） 水 害 ・「滋賀県河川整備5ヶ年計画（平成31年3月）高島土木事務所管内（別紙1）」により河川改修を実施する</p> <p>・高島土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する</p> <p>・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、再度氾濫防止対策を実施する <u>・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、氾濫防止対策を実施する</u></p> <p>土砂災害 ・砂防事業実施箇所位置図（別紙2）により土砂災害防止施設の整備を実施する</p>	<p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p> <p>R3.3まで （概成） <u>引き続き実施</u></p> <p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県 <u>滋賀県</u></p> <p>滋賀県</p>
<p>■決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫 水 害 ・「滋賀県河川整備5ヶ年計画（平成31年3月）高島土木事務所管内（別紙1）」により堤防強化を実施</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p>

する			する		
<p>■多数の家屋や重要施設等の保全対策</p> <p>水害</p> <p>・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を解消する</p> <p>・<u>(新設)</u></p>	R3.3まで (概成)	滋賀県	<p>■多数の家屋や重要施設等の保全対策</p> <p>水害</p> <p>・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を解消する</p> <p>・<u>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を解消する</u></p>	R3.3まで (概成)	滋賀県
<p>■流木や土砂の影響への対策</p> <p>土砂災害</p> <p>・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する</p> <p>・<u>(新設)</u></p>	R3.3まで (概成)	滋賀県	<p>■流木や土砂の影響への対策</p> <p>土砂災害</p> <p>・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する</p> <p>・<u>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する</u></p>	R3.3まで (概成)	滋賀県
<p>■土砂・洪水氾濫への対策</p> <p>土砂災害</p> <p>・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の整備を実施する</p> <p>・<u>(新設)</u></p>	R3.3まで (概成)	滋賀県	<p>■土砂・洪水氾濫への対策</p> <p>土砂災害</p> <p>・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の整備を実施する</p> <p>・<u>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の整備を</u></p>	R3.3まで (概成)	滋賀県

			<u>実施する</u>		
<p>■ダム等の洪水調節機能の向上・確保 水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画の見直しを行う 	順次実施	滋賀県	<p>■ダム等の洪水調節機能の向上・確保 水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画の見直しを行う 	順次実施	滋賀県
<ul style="list-style-type: none"> ・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上 	順次実施	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上 	順次実施	滋賀県
<p>■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の 確保</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者が設置している樋門について確認し、 無動力化の検討を行う 	順次実施	滋賀県	<p>■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の 確保</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者が設置している樋門について確認し、 無動力化の検討を行う 	順次実施	滋賀県
5) 減災・防災に関する取組および支援 省略			5) 減災・防災に関する取組および支援 省略		
以下 省略			以下 省略		